

●建築物省エネ法(仕様基準により確認申請内で審査するもの)の確認申請手数料一覧 令和8年4月1日 施行

申請の区分		評価方法	手数料の額(単位:円)		申請単位	
			確認申請	計画変更		
一戸建ての住宅 (人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないもの)		仕様基準	14,000	7,000	戸	
一戸建ての住宅以外の住宅	住戸の部分の申請に係る戸数 (区分単位:戸)		1	14,000	7,000	件
			2以上 ~ 5以下	26,000	13,000	
			6以上 ~ 10以下	35,000	18,000	
			11以上 ~ 25以下	48,000	24,000	
			26以上 ~ 50以下	65,000	32,000	
			51以上 ~ 100以下	85,000	43,000	
			101以上 ~ 200以下	108,000	54,000	
			201以上 ~ 300以下	144,000	72,000	
			301以上 ~ 301以下	176,000	88,000	

※ 省エネ仕様基準に適合させることにより省エネ適判を要しない建築物1棟ごとに、建築基準法の確認申請手数料(又は計画変更手数料)に上乗せして申請してください。

※ 複数建築物の性能向上計画認定を受けた「他の建築物」の場合は、当該区分の額を加算する必要はありません。

●建築物省エネ法の完了検査手数料一覧 令和8年4月1日 施行

申請の区分		手数料の額(単位:円)	申請単位
一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないもの)		4,000	戸※1
一戸建ての住宅以外の住宅(右欄の額を合算 ※2)	住戸部分の申請に係る戸数 (区分単位:戸)	1	4,000
		2以上 ~ 5以下	5,000
		6以上 ~ 10以下	11,000
		11以上 ~ 25以下	16,000
		26以上 ~ 50以下	24,000
		51以上 ~ 100以下	37,000
		101以上 ~ 200以下	40,000
		201以上 ~ 300以下	43,000
		301以上 ~	80,000
	共用部分の床面積の合計 ※3 (区分単位:m ²)	~ 30以内	2,000
		30超 ~ 100以内	3,000
		100超 ~ 200以内	4,000
		200超 ~ 500以内	6,000
		500超 ~ 1,000以内	11,000
		1,000超 ~ 2,000以内	16,000
		2,000超 ~ 10,000以内	37,000
		10,000超 ~ 50,000以内	50,000
	50,000超 ~	91,000	
	非住宅部分であって、工場等の用途に供する部分を除いた部分の床面積の合計 (区分単位:m ²)	~ 30以内	2,000
		30超 ~ 100以内	3,000
		100超 ~ 200以内	4,000
		200超 ~ 500以内	6,000
		500超 ~ 1,000以内	11,000
		1,000超 ~ 2,000以内	16,000
		2,000超 ~ 10,000以内	37,000
		10,000超 ~ 50,000以内	50,000
	50,000超 ~	91,000	
工場等の用途に供する部分の床面積の合計 (区分単位:m ²)	~ 500以内	1,000	
	500超 ~ 1,000以内	2,000	
	1,000超 ~ 2,000以内	4,000	
	2,000超 ~ 10,000以内	5,000	
	10,000超 ~	7,000	
住宅以外の建築物 ※2	非住宅部分であって、工場等の用途に供する部分を除いた部分の床面積の合計 (区分単位:m ²)	~ 30以内	2,000
		30超 ~ 100以内	3,000
		100超 ~ 200以内	4,000
		200超 ~ 500以内	6,000
		500超 ~ 1,000以内	11,000
		1,000超 ~ 2,000以内	16,000
		2,000超 ~ 10,000以内	37,000
		10,000超 ~ 50,000以内	50,000
	50,000超 ~	91,000	
	工場等の用途に供する部分の床面積の合計 (区分単位:m ²)	~ 500以内	1,000
500超 ~ 1,000以内		2,000	
1,000超 ~ 2,000以内		4,000	
2,000超 ~ 10,000以内		5,000	
10,000超 ~	7,000		

※1 建築物省エネ法の適合義務の対象となる建築物1戸・棟ごとに、建築基準法の完了検査手数料に上乗せして申請してください。(新3号特例の対象となる建築物又は建設住宅性能評価の検査報告書を提出する場合を除く。)

※2 各区分のうち該当部分がない場合(0m²)は、当該区分の額を加算する必要はありません。

※3 共同住宅の共用部分を評価しない場合は、当該区分の額を加算する必要はありません。